

## 農林漁業土木工事監督要綱

### (目的)

第1条 知事が行う農林漁業土木工事に関する工事のうち農林水産局が掌握するもの（以下「工事」という。）の監督（以下「監督」という。）については、別に定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (監督職員の責務)

第2条 建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）第十九条第一項に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）は、工事が公共の福祉の向上に寄与することを認識し、監督に当たっては公正を旨とし、厳正及び的確にその職務を行うよう努めるものとする。

### (監督業務の分類)

第3条 監督業務は、総括業務、主任業務及び一般業務に分類するものとし、その業務内容は、次のとおりとする。

#### 一 総括業務

監督業務に関する総括並びに主任業務及び一般業務を担当する監督職員の指揮監督

#### 二 主任業務

監督業務のうち、現場に関する総括及び一般業務を担当する監督職員の指揮監督

#### 三 一般業務

監督業務のうち、総括業務及び主任業務以外の業務

### (監督職員の担当業務等)

第4条 監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ前条に規定する総括業務、主任業務及び一般業務を担当する。

### (監督体制及び監督職員の指定)

第5条 監督は、総括監督員、主任監督員及び監督員が行う。

2 前項の監督職員は、工事の請負契約ごとにそれぞれ指定するものとする。

### (指定基準)

第6条 監督職員には、次に掲げる職員を指定するものとする。

#### 一 総括監督員

工事を担当する課(所)の主幹又はこれに相当する職以上の職にある職員

#### 二 主任監督員

工事を担当する係長又はこれに相当する職以上の職にある職員

#### 三 監督員

工事を担当する技師以上の職にある職員

2 契約担当職員は、前項の規定により難いときは、前項に定める職員以外の者を監督職

員に指定することができるものとする。

(監督の方法)

第7条 監督は、すべて契約書、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）と照合して行うものとする。

(工事記録等)

第8条 監督職員は、当該工事の受注者から提出された書類、工事打合せ簿及び図面並びに検査、試験等の結果について、その処理経緯を明らかにするものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。